

公立病院改革プランの概要

団 体 名		大分県 杵築市					
プ ラ ン の 名 称		杵築市立山香病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 23 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ～ 平成 25 年度					
病院の現状	病 院 名	杵築市立山香病院					
	所 在 地	大分県杵築市山香町大字野原1612番地1					
	病 床 数	138床					
	診 療 科 目	内科・外科胃腸科・整形外科・眼科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・皮膚科・小児科・放射線科・リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>本院の方針としては、地域の医療機関と連携を図りながら、保健・医療・福祉・介護を包括した「地域包括ケアシステム」を積極的に推進していくこと。</p> <p>本院は、へき地医療拠点病院や救急指定病院に指定されていることから、病院の方針をふまえた上で地域における公立病院としての役割を今後も担って行く。しかしながら、全国的な医師不足は当病院においても例外ではなく、救急患者についても全てに対応できる体制ではない。そのため、今後も継続して医師の確保に努め医療提供体制の拡充を図るとともに、周辺の医療機関と密に連携することで患者の医療提供の確保を図る。</p> <p>また本院の特徴として、整形外科の脊椎疾患の症例数が非常に多く、杵築市外からも多数の患者を受け入れている。平成19年4月には健診・せぼねセンターを開設し、更なる医療機能の向上を図っている。今後とも整形外科を病院の柱として運営して行くと共に、地域に密着した在宅医療や人工透析あるいは人間ドック訪問看護・リハビリ等の対応について充実に図っていく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>市立病院は独立採算制を原則としているが、当該病院が、地域医療の確保としての役割を果たすため、やむを得ず不採算となる部分や性質上病院負担が適当でない経費について負担を行う。具体的には、総務省通知に準拠した繰出基準を参考に、建設改良や救急医療の確保、小児科医療等に要する経費を負担する。</p> <p>(繰出基準の概要)</p> <p><基準内繰出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費－病院の建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(元利償還金1/2) ・小児医療に要する経費－小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額の一部 ・救急医療の確保に要する経費－救急病院における医師等の待機等に必要経費に相当する額の一部 ・病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費－病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部 ・不採算地区病院の運営に要する経費－不採算地区病院の運営に要する経費に相当する額の一部 ・その他総務省通知の繰出基準に準拠した経費に相当する額の一部 <p><基準外繰出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老健施設の企業債償還に要する経費－老健施設の企業債償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(利息償還金1/2) 					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度見込	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	94.5	99.1	101.6	100.4	100.5	
	職員給与費比率	68.6	61.4	59.4	61.5	60.7	
	病床利用率	93.2	93.3	91.8	93.0	93.0	
	医業収支比率	92.1	97.6	100.1	99.0	99.8	
	不良債務比率	△ 44.3	△ 49.0	△ 60.0	△ 88.3	△ 94.9	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	29,041	29,722	31,371	30,000	30,000	
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	6,195	5,999	6,797	8,000	8,000	
	職員一人当たり診療収入(医師)	229,468	263,156	273,591	260,000	260,000	
	職員一人当たり診療収入(看護部門)	37,045	35,941	36,889	37,500	37,500	
	患者1人当たり薬品費	1,103	1,013	1,129	1,200	1,200	
上記目標数値設定の考え方		<p>本院の特色として、せぼねセンター(脊椎疾患専門病棟)を有するため、平成20年度実績で病床利用率は93%台にあり入院単価も高い。外来単価の評価についても上昇傾向にあり全体的に効率的な経営となっている。今後の対策として経営環境の変化に対し速やかな対策を講じるとともに、経営を維持していく。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成21年度)</p>					

				団体名 (病院名)	杵築市 (杵築市立山香病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者1000人当たり手術件数		14.3	14.3	15.4	14.5	14.5	
紹介率(%)		8.5	7.4	7.5	7.5	7.5	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	レセプト請求施設基準届出加算取組等、収入面では公立も民間も同条件であり支出に不採算部門が有る以上若干の差は生じるが、民間も公立も既に経営手法的には行き詰まっている。 委託料や人件費あるいは後発医薬品の利用については若干の引き締め余地がある。				
		事業規模・形態の見直し	地方公営企業法全部適用に向けて具体的な検討に入り平成23年4月の移行を目指す。				
		経費削減・抑制対策	仕入れや委託等の支出削減に取り組む必要がある。見直しが可能なものについては積極的な検討を行い、適正な範囲内での支出に収めることが必要である。このような支出削減の取組によっても経営改善が実現できないようであれば、更にふみこんだ抜本的な支出の削減をしなければならない。				
		収入増加・確保対策	収益については、患者数は減少傾向に有るが、外来、入院ともに単価が増加しており、来年度に医療保険請求単価もアップが見込まれるので、施設基準の見直し加算取組等を強化し増収に努める。				
		その他	医師、看護師、コメディカルの専門性から知識の向上を図るため院内研修の実施と外部研修についても積極的に参加させる。また、学会参加等経費節減の為パック料金利用等節約意識の向上を図る。経営改善に該当する案件についても積極的に検討し利便性の向上を図る。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	95.2%	19年度	93.2%	20年度	93.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成21年度は入院患者が若干減少しているが、採算性は保たれており、平成23年度までは、病床利用率93.0%を維持する。また、療養病床36床について回復期リハ病床或いは亜急性期病床への移行も検討しながら収入の増加を図ることも必要である。					

団体名
(病院名)

杵 築 市
(杵築市立山香病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	(東部)国東市民病院(226床)、杵築市立山香病院(138床)、別府医療センター(550床)、西別府病院(400床)、九州大学病院別府先進医療センター(140床)、自衛隊別府病院(50床)、大分厚生連鶴見病院(340床)、国家公務員共済組合連合会新別府病院(269床) …合計(2,113床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	本年、豊後大野市にある県立三重病院と豊後大野市立公立おがた総合病院が再編されるが、県主導で実施されたものであり、コーディネーター不在の地域では今後とも計画の実現は困難である。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成24年3月末	<内 容> 平成23年4月の地方公営企業法全部適用移行後、対象となる医療機関との接触や協議を行い、その結果において方向性を見いだす。 本院は当面黒字化を目標に単独での経営を行い、相手医療機関が現れた時点で戦略的な取組をして、再編を目指す事となる。当面地域連携パスへの参画に取り組む。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成23年4月(目標)	<内 容> 市長、副市長、総務課長、議長、副議長をはじめ病院側委員で構成する病院運営委員会において、平成21年11月に、より敏速な対応が出来る「地方公営企業法全部適用」に移行する方針が決定した。平成23年4月移行を目指す。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの点検評価公表について、市全体の評価機関及び議会の報告と承認を以て公表とする。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年9月頃		
その他特記事項		長年地域住民に対する医療提供を行ってきた本院であるが、人口の減少で外来患者の減少が認められる。特色ある病院づくりとして取り組んできた年間500例以上に及ぶ脊椎疾患の手術により経営的にはやや持ち直しつつある。		

(別紙)

団体名 (病院名)	杵築市(杵築市立山香病院)
--------------	---------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	2,001.9	1,988.5	1,978.2	2,062.3	2,157.1	2,158.0
	(1) 料 金 収 入	1,920.8	1,907.1	1,906.6	1,992.8	2,075.0	2,075.5
	(2) そ の 他	81.1	81.4	71.6	69.5	82.1	82.5
	うち他会計負担金						
	2. 医業外収益	498.1	491.5	485.7	502.3	544.4	544.0
	(1) 他会計負担金・補助金	64.4	74.0	62.9	80.3	118.0	120.0
	(2) 国(県)補助金						
	(3) そ の 他	433.7	417.5	422.8	422.0	426.4	424.0
	経常収益(A)	2,500.0	2,480.0	2,463.9	2,564.6	2,701.5	2,702.0
	入	1. 医業費用 b	2,013.7	2,159.1	2,025.9	2,059.6	2,179.7
(1) 職員給与費 c		1,280.9	1,364.0	1,214.0	1,224.7	1,326.8	1,310.8
(2) 材 料 費		417.0	406.2	397.6	444.2	458.0	474.0
(3) 経 費		189.6	220.8	221.0	207.8	237.0	237.0
(4) 減価償却費		114.9	157.7	184.6	173.5	146.5	129.2
(5) そ の 他		11.3	10.4	8.7	9.4	11.4	11.4
2. 医業外費用		455.7	464.9	459.4	463.6	510.6	526.4
(1) 支払利息		43.5	46.5	21.3	19.8	18.7	17.1
(2) そ の 他		412.2	418.4	438.1	443.8	491.9	509.3
経常費用(B)		2,469.4	2,624.0	2,485.3	2,523.2	2,690.3	2,688.8
経常損益(A)-(B)(C)	30.6	△ 144.0	△ 21.4	41.4	11.2	13.2	
特別損益	1. 特別利益(D)				0.1		
	2. 特別損失(E)	3.6	3.0	3.2	3.0	3.0	3.0
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 3.6	△ 3.0	△ 3.2	△ 2.9	△ 3.0	△ 3.0
純 損 益 (C)+(F)	27.0	△ 147.0	△ 24.6	38.5	8.2	10.2	
累 積 欠 損 金 (G)							
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,764.1	1,141.7	1,094.0	1,348.7	2,020.6	2,162.9
	流 動 負 債 (イ)	332.2	260.5	125.6	112.0	116.4	115.4
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)						
差引不良債務(オ)	△ 1,431.9	△ 881.2	△ 968.4	△ 1,236.7	△ 1,904.2	△ 2,047.5	
単年度資金不足額(※)	21.9	550.7	△ 87.2	△ 268.3	△ 667.5	△ 143.3	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.2	94.5	99.1	101.6	100.4	100.5	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 71.5	△ 44.3	△ 49.0	△ 60.0	△ 88.3	△ 94.9	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	99.4	92.1	97.6	100.1	99.0	99.8	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	64.0	68.6	61.4	59.4	61.5	60.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	-	-	-	-	-	-	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	95.2	93.2	93.3	91.8	93.0	93.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	杵築市 (杵築市立山香病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企業債	396.5	441.2	56.8	21.5	51.6	26.0
	2. 他会計出資金	68.6	63.5	77.5	90.7	85.4	69.4
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	43.0					
	6. 国(県)補助金	2.6	2.6		8.3	20.7	2.6
	7. その他						
	収入計 (a)	510.7	507.3	134.3	120.5	157.7	98.0
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	510.7	507.3	134.3	120.5	157.7	98.0	
支 出	1. 建設改良費	480.4	545.9	83.6	33.6	83.9	30.0
	2. 企業債償還金	203.3	535.6	161.6	188.2	182.9	151.0
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	683.7	1,081.5	245.2	221.8	266.8	181.0
差引不足額 (B)-(A) (C)	173.0	574.2	110.9	101.3	109.1	83.0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	149.0	565.2	106.7	99.8	105.3	81.5
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	24.0	9.0	4.2	1.5	3.8	1.5
計 (D)	173.0	574.2	110.9	101.3	109.1	83.0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	(6,944) 71,406	(6,694) 80,685	(6,457) 69,368	(6,213) 86,524	(5,963) 118,002	(5,718) 110,619
資本的収支	() 68,594	() 63,454	() 77,464	() 90,685	() 85,475	() 69,381
合計	(6,944) 140,000	(6,694) 144,139	(6,457) 146,832	(6,213) 177,209	(5,963) 203,477	(5,718) 180,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。